

悪質商法に引っか
かってしまった…



契約を取り消したい…

クーリング・オフ通知の書きかた

クーリング・オフは、いったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やし冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。(通信販売はクーリング・オフできません)

クーリング・オフが可能な取引と期間(特定商取引法)

- 訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステや語学教室)・訪問購入
…法定書面受領日から**8日**
- 連鎖販売取引(マルチ商法)・業務提供誘引販売取引(内職商法、副業のトラブル)
…法定書面受領日から**20日**

クーリング・オフの方法

- はがき等の書面を出す
- 電磁的記録(電子メール、ウェブサイトの専用フォーム、SNS、FAX等)

※両面コピー(電磁的記録の場合は通知後にスクリーンショット)を必ず取ること。

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社○○ □□支店
担当者 ○○○○氏
(クレジット会社 △△株式会社)
↑クレジットカードで支払った場合に記入
(支払った代金○○○○円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。)
↑支払い済みの代金がある場合に記入

○○年○月○日

○○県○○市～～(契約者住所)
氏名 ○○○○(契約者氏名)

クーリング・オフはがきの 記載例

- ・はがき等の書面で送る場合、**販売会社の代表者宛**に通知します。クレジットカードで支払った場合は、**クレジット会社にも通知**します。
- ・**特定記録や簡易書留などの発信の記録が残る方法**で送りましょう。
- ・電磁的記録による場合も、**記載事項は、はがきと同じ**です。
- ・電磁的記録によってクーリング・オフを行う場合は、まず契約書面を確認し、クーリング・オフ通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。

蓮田市消費生活センター(市役所 産業振興課内)

相談日:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 火曜日は多重債務相談も実施。

相談時間:10時～12時、13時～15時30分

TEL:048-768-3111(内線248) または 消費者ホットライン188(局番なし)